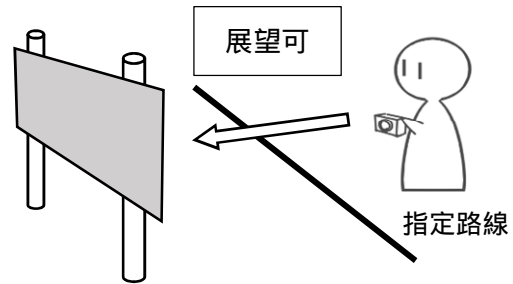


指定路線からの展望についての取り扱い

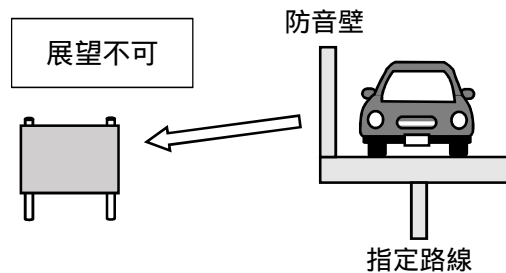
道路及び鉄道等に接続する地域で市長が指定する区域では、自家用及び管理用広告物を除き、広告物の表示及び掲出物件の設置を禁止又は制限する規定がありますが、該当路線から明らかに展望できないと市長が認める広告物等については、その規定は適用しません。

（ 広告物等とは、屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件をいう。）

指定路線から明らかに展望できないと認める広告物等は、広告の表示面だけでなく、掲出物件（広告の裏面）も含めて展望できないものに限ります。

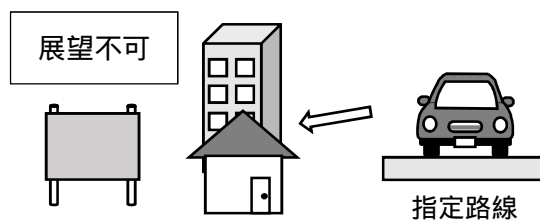


指定路線に設置された防音壁によって、その路線を通行する車両等から視認できないものは、明らかに展望できない広告物等として認めます。



指定路線との間に建築物があり、その路線を通行する車両等から視認できないものは、明らかに展望できない広告物等として認めます。

（ 建築物の解体等により展望可能となった場合は、是正指導の対象となります。）



工作物や庭木などの容易に除却可能なものにより視認できない場合は、明らかに展望できない広告物等とは認められません。

